

令和5年度 第3回

川合市長と語り合うタウンミーティング

～川越市民生委員児童委員協議会連合会～



日時：令和6年2月6日（火）

午後6時00分～午後7時30分

場所：川越市役所 第1・5委員会室

参加者

川越市民生委員児童委員協議会連合会 19名

出席者

市長、栗原副市長、危機管理監、総合政策部長、市民部長、福祉部長
保健医療部長、都市計画部長

意見数

分類	件数	内容	頁
福祉・保健・医療	3	<ul style="list-style-type: none">・民生委員児童委員の欠員について・関係機関との連携について・認知症問題について	2 6 22
都市基盤・生活基盤	1	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の交通手段の確保について	12
地域社会と市民生活	2	<ul style="list-style-type: none">・「空き家」活用について・防災対策について	9 16
計	6		

意見交換（要約）

《民生委員児童委員の欠員について》

意見

民生委員の欠員は全国的に1万5,000人を越えるという現状です。

1万5,000人といいますと、埼玉県と群馬県の民生委員を合わせた人数位の欠員です。欠員を埋めていくというのが非常に喫緊の問題となっております。さらに、川越市でも現在欠員が21名、4.1%の欠員率です。そこで、欠員をなくしていくためにはどのような方向があるだろうかということで、私ども今回提案をさせていただきました。

現状報告という書類をお手元に配付しております。この現状報告は福祉協力員というよりも、民生委員協力員あるいは子供民生委員で子供の協力、企業の理解促進と協力獲得に向けてという項目で現状を報告してあります。後ほどご覧いただければと思います。

欠員を埋めるためにどのような方向を取られるかということについては、またご検討いただきたいのですが、この中で提案、質問としまして2点ございます。

まず、川越市でも欠員がありますが、欠員が起きている原因等の調査をなされているかどうか、資料があればお聞かせいただきたいというのが1点目です。

2点目が、欠員を解消するのが喫緊の問題ですから、欠員の解消のための方策を市としてお考えいただいているのかどうかという2点に基づきまして、意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

福祉部長

まず、欠員が多いということで、その原因についての調査資料等は特にございませんが、欠員地区の自治会長さんからお話をお伺いしています。

その内容としましては、やはり退職の年齢が上がっているということもあり、まだ仕事をされている方が多い中で活動が難しいというご意見や、高齢化が進んでいる地域では、老老介護や自分自身が逆に面倒を見てもらいたいという人が多いといった、地区ごとで異なった理由で欠員となっているというように受け止めております。

欠員の解消のための方策としましては、まずは民生委員児童委員の役割について知っていただくというのが第一であると考えておりますので、市ホームページの民生委員児童委員についてのページを昨年、分かりやすいようにリニューアルをしたところでございます。

そのほか、民生委員児童委員の日である5月12日に合わせまして、今年の広報川越5月号に民生委員児童委員の特集記事を掲載しようと考えているところでございます。

なお、昨年末に民生委員児童委員の推薦基準が改正されました。それに伴いまして、全ての自治会長さんにも改正となった旨のお知らせをさせていただくとともに、欠員となっている地区の自治会長様のご自宅を担当者が今訪問しております。選任状況の情報共有と選出のご依頼をさせていただいているところでございます。先日、ちょうど1人見つかったとのお話をお伺いすることもございましたので、それについてはよかったと思っておりますが、そのように自治会長さんとも接触しながら、進めていきたいと思っております。

状況の報告書を頂きましたが、このような活動もまた今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

意見

私どもの欠員地区は、自治会そのものが解散してありません。そのため選出がなかなか難しく、またこの地区も高齢者が多くて、若い人がほとんどおりません。

そのような状況の中で、私もよく市役所に来るたびにどうなったか聞かれているのですが、私1人ではどうにもならないというところがございます。

今、私自身が欠員地区を訪問しているのですが、やはり高齢者は、本当に孤立していると感じています。個々に皆さん活動しているというところが現状だと思います。私が伺っている方に関しては、いろいろとお話をさせていただいておりますが、地域としてということになりますと、どこまでどうやっていいのか、私自身含め模索中です。

今後その地区をどうしていくか、自治会の人数そのものが少ないところからさらに減っていて、また、管理組合はありますが自治会がなく、自治会の活動というものをやっていないところで、今、私がやっている現状が精いっぱいというところ

ころでございますので、欠員地区に何かこうした方法があるということをお話ししていただけたら、私もありがたく思っておりますので、市のほうでも考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

意見

民生委員の推薦が自治会長さんですから、自治会がないところは自治会長さんからの推薦がない、つまりその地区は欠員になってしまいます。

今後の方向として、自治会がない場合に自治会以外の誰が推薦できるかという、推薦機関の問題を検討いただかないと、欠員が埋まりません。そのようなところも原因になっているのかと思っております。

それと、民生委員は非常にきつい仕事だと思われている部分もあります。そうではないと私たちも言っておりますが、どうしても民生委員は非常にきつい仕事だから、やっても大変だよというようなことがずっと続いて、そうすると、民生委員を受けようと思っても、やはりやめようというような言葉も出てくることがあります。

そこで、原因を探り当てていただいて、欠員をなくす方向性というものを、ぜひ市のほうでお考えいただくことが必要なのではないかと思っております。

民生委員はきついという話が結構伝わってしまっていて、そうではないと、肩の力を抜いてやろうと言っておりますが、なかなかそれが分かっただけがないというのが一つの大きな原因だと思います。

意見

私のところは14自治会で、27名の民生委員です。ですが、今2人欠員になっております。1つはマンション、1つは市営団地、ここが欠員になって2期目に入ります。私とその2つを担当しているというのは、まず近くの方にもお願いしようにも、実費弁済の分が出るのであればお願いできますが、今頂けない状態なので、2つの地区を私が担当しています。

やはり2つの地域を持つということはかなり大変なことで、それに対して実費弁済が出れば、私としても頼みやすいと思っております。

この間、福祉推進課でも欠員地区を回ってくださいとお願ひしましたところ、今日、福祉推進課で来てくださったので一生懸命探して、1人決まりましたとご連絡いただきました。

実費弁済が出たら、逆にその地域はもう出さなくてもいいだろうと思ってしまふこともあるので、対策としてはいろいろ難しいかと思いますが、私はなかなか1人の方に2つ持ってというのは言えない状態です。

また、市営団地というのは特殊なところで、やはり所得制限があるので一定以下の所得の方がいる、身体障害の方もいらっしゃる。その中で、仕事に行かれています方が多くて、その中で決めるのはなかなか難しいと私は思っています。

ですので、市営団地に関しては何か方策というか、考えていただきたいと思えます。

福祉部長

お話にありました欠員地区につきましては、以前から承知をしております。

しかし、なかなか自治会でもなり手がいないということで、非常に厳しい状況ではあると思えます。

民生委員さんも、自分が持っている地区以外の欠員地区を見るのは負担が大きいということは承知しておりますけれども、適任者が見つからないということで、市としてもなかなか方策が見つからないところで、地道な宣伝はしておりますが、なかなか実績に結びついていないというところもあります。

今後は、先ほど肩の力を抜いて民生委員をやっているというお話もありましたけれども、そういったことで皆さんにも、民生委員の仕事がきついただけではないというところもぜひ地区の中でも宣伝していただきまして、市としてもそういった民生委員の理解を得るようにやっていきたいと思っております。

根本的な解決にはすぐならないかと思いますが、できる取組はやっていきたいと思えますので、また何かありましたら、民生委員担当に相談していただければと思えます。

意見

若い人が民生委員になっても、企業が理解をしてくれればできるだろうということで、富山県の高岡市で企業の理解促進と協力獲得に向けた取組をされています。後ほどご検討いただきながら、市の対策も行っていたらなと思っております。

欠員についてはまだまだ検討の余地があると思えますので、今後また時間を持って話合いができれば思っております。

《関係機関との連携について》

意見

介護問題では、地域包括支援センター、ケアマネジャーが関わっています。しかし、認知症問題、介護問題につきまして、それらの関係機関との連携がほとんどなく、高齢者が施設等に入所しても関係民生委員に情報が伝わりません。

提案といたしまして、高齢者の情報をケアマネジャーから包括支援センターに情報提供できるシステムを構築するとともに、包括支援センターから関わりのあった民生委員児童委員にも情報提供いただけるようにしていただきたく、市の考えをお聞かせください。

補足といたしまして、介護1から5になりますと、私たちが包括支援センターに相談いたしました内容がケアマネジャーにバトンタッチされます。そうしますと、もう包括支援センターにこの問題について相談しましても、その返事はございません。ですので、情報提供の問題を考えていただければと思います。

そして、民生委員児童委員が見守りしている独居高齢者が不在のため、かかりつけ病院等に問い合わせた際、個人情報保護が優先され情報が得られないことがあります。民生委員児童委員には守秘義務があり、情報を得ても漏らすことがないのですが、一切情報を得ることができません。

提案といたしまして、必要に応じて病院等から民生委員児童委員へ情報提供できるようにしていただきたく、よろしくお願いいたします。

福祉部長

施設等の入居者に関する情報につきましては、個人情報保護の観点から、第三者等への提供というのは困難な状況になっております。このため、システムを構築することというのは難しいと認識しておりますが、本人の同意があれば関係者にも伝えることは可能かと思っておりますので、その点については、機会を捉えて関係機関に協力を求めていきたいと思っております。

しかし、民生委員さんは守秘義務がありますけれども、業務上知った秘密を守るといことで守秘義務があるからといって、情報を何でも得られるというものではありませんので、逆に民生委員も守秘義務があるといことで、情報を守秘義務がある人にお話しすることもできないということになりますので、その点はご理解いただきたいと思っております。

保健医療部長

病院等の情報提供につきましては、医師の方にも守秘義務がございまして、医師法の中にきちんと書いてあります。そのため、民生委員児童委員の皆様にも守秘義務があるとしても、なかなか医師の方が情報開示するというのは難しいと思っております。

本人の同意があれば開示はできるものとは思いますが、ご本人の同意をもらえれば開示ができる可能性はありますけれども、医師の判断も出てくるかと思えます。

意見

私たちは安否確認をやっておりますので、独居の高齢者のところへ行きましたら全然応答がなく、次の日に行ってもまた応答ない。そこで郵便受けを見ると、いろいろたまっております。それで、この人は大丈夫なのかなと思うわけです。

私もそのような場合に、郵便の中に病院の封筒があったので、その病院に私は民生委員で回っていますが、そちらに入院されているのではないですかとお話をしたことがあります。そうしましたら、個人情報ですから教えられませんかと言われました。教えていただければ、私たちは留守のところを回っているので、また行っても留守で、ポストに郵便物がたまっているという現状です。

これでは私たちも大変だということで話をしましたら、病院から福祉推進課に電話を入れていただいて、私に福祉推進課の方から電話をいただいたことがあります。福祉推進課の方からは、申し訳ないがその方は大丈夫ですと言われただけで、大丈夫ということはどういうことですかと聞いたら、大丈夫ですと。大丈夫では私たち分りませんので、入院しているのですかと言ったら、そうですと言われました。私たちとすれば、それだけの情報でいいのです。独居で、何かあったときには困るのですから、そういうときにやはり民生委員を名乗って電話しているので、入院していますと一言言っていただければ、私たちも安心します。ところが、そうではないというのが現実です。

あと、ケアマネジャーとの関係で、ケアマネジャーさんは施設に入っているのは分かっていますが、私たちにそのことを教えてもらえません。でも、私たちは安否見守りするわけですから、訪問しても連絡が取れない現状です。

そのような現状を改善する方法というのを考えていただかないと、民生委員はずっと同じことをやることになります。それで関係機関との連携ということでお話をさせていただきました。

私たちの守秘義務もあります。個人情報保護法もあります。そこで、個人情報保護法が優先されて、守秘義務は関係ないとなってしまうのか、それはやはり行政の側から、この問題は十分考えていただきたいということで、この議題をいれております。

そのような現状に皆さん直面しております。私たちとすれば、いないのは仕方ないでは終わりません。そこで今回お話ししておりますが、何とか改善できるような方向性という考え方というのはございませんか。

福祉部長

今、個人情報の取扱いについては厳しいので、それを民生委員さんだからといってお答えできるというのは難しいかと思いますが、本人の同意があれば、それはお伝えできるということにはなっております。

栗原副市長

参考までに、今、福祉部長から本人の同意ということが繰り返し言われておりまして、なかなか個人情報というのは扱いが非常に難しい部分もあるのですが、自治体によっては、本人の同意が前提ですけれども、例えば民生委員さんとケアマネジャーの方との連携を目的として、情報共有同意書の使い方ガイドというのを設けて、相互に見守りが必要な場合、それぞれが持っている情報を相互に使えるような形にするというような取組をやっている自治体も実際にありますので、今ご指摘の点については、直ちにとすることは難しいかもしれませんが、方向性としてはそのようなことは検討できるのではないかと思います。

意見

そのような方向性を取っていただければ、私ども民生委員も、肩の力を抜いた活動ができます。どうしてもこの家はいないとなりますと、対応に苦慮します。

医療機関についてはそのようなことがあるので、それこそ個人情報の問題ですが、情報を共有するということが必要だと思っております。ぜひ今後ご検討いただければと思っております。

意見

やはり民生委員は独り暮らしの高齢者を見守っているというのが多く、どこの地区でも500人近く見守っているということがあり、やはりそこで病気など急に1人で亡くなられてしまうのは、仕方ないですが、見守っている方が亡くなるのはとてもショックです。何でその日に行かなかったのだろう、別に用がなかったから覗いてあげればよかったというのが、皆さんが考えているよりすごいショックで、立ち直るのにかなり時間がかかります。

何かでその話が出ると、見てくればよかった、声をかければよかったというのが、民生委員一人一人そのような経験をしていると思います。やはり個人情報保護ということもありますが、どこの施設でどんな暮らししているかではなく、ただ施設に入ったぐらいのことで、私たちはいいのです。病院に入院したぐらいのことだけ分かれば、それで安心するということがあるので、やはり死に直面しているということがありますので、それを見守っている私たちがすごいショックを1回や2回は受けていると思いますので、そういうところを市がリードして構築していただけるとありがたいと思います。

《「空き家」活用について》

意見

民生委員はやはり地域で信用性があるので、高齢者や子供さんといろいろな行事やイベントを立ち上げることが最近多くなりまして、川越市は市民センターや公民館、自治会館が整備されているほうだと思いますが、それが皆さんの近い場所にあればいいのですけれども、町内の端っこにあったり、市民センターは立派ですがそこまで歩いていけなかったりということがありまして、川越市も空き家がたくさんあると思いますので、それを貸してもらえれば、そこで民生委員がリーダーになっていろいろなことができるなというのが、地区の話合いの中で出ています。

ただ、不動産に関しては私たちも知識がなく、どうしたらよいか、いろいろなことが関わってくるとなかなかその交渉をすることができないということで、地域によっては市が間に入って動いてもらえるということがあるので、ぜひそういうことで、地域にたくさんある空き家を、これから税金などいろいろなことが

難しくなるのかとは思いますが、そういったところを利用できるともって地域のコミュニティーが活かせるのではないかということで、提案させていただきました。

市民部長

今ご指摘あったとおり、近年、全国的に人口減少や高齢化の進展もございまして、空き家が増加しているという状況がございまして。川越市の現状はどうかといいますと、令和3年度に市内全域で空き家の実態調査を行いまして、その時点では、市内の空き家の件数というのは約1,700件という状況でございまして。

そのような状況を踏まえまして、市では空き家の対策計画を策定し、それに基づいて、例えば関係団体と連携協力して空き家の適切な管理を促進する、あるいは空き家の発生予防、空き家バンクで活用促進を図っているというのが現状でございまして。

今回ご提案いただきました、地域の集いの場として空き家を活用することの補助制度、あるいは市が借り上げた空き家を貸し出す制度につきましては、そのような取組はないのが現状でございまして。このような補助金等につきましては、今は新たに創出するというのはなかなか難しいと考えている状況ですので、今後の検討課題と考えているところでございまして。

意見

相続の関係で、非常に空き家がある状況です。空き家を何とかなくしていこうというような法律ができて、そのような方向性ではありますが、私たちも実際に空き家を見ているわけです。そこが活用できれば、高齢者の集いの場所にもできる、あるいはいもっこ体操もその場所でもできるのではないかと考えております。

そういう意味からいえば、私たちの提案として、ぜひ市のほうで借り上げていただいて私たちがお借りできるような方向性を持っていただけるかという要請でございました。ぜひ前向きにこれも検討いただければと思います。

市長

空き家の活用というのが、現実問題としてはなかなか難しいという面がございまして。国のほうも空き家がどんどん増えている状況に対応するために、新たな制度を考えてはおりますが、現実に使われなまま放置されている空き家が増えていきます。

それを所有者が使えばいいのではないかという意見もちろんありますが、所有者としてはそこまで手が回らないなど、様々な理由で放置されているのが現状です。それを行政が借りて地域住民の皆さんのために活用するというのは、調査のための人手も要る、それからお金も要る、管理もしなければならないといった、市が借りるといろいろなことがございまして、正直に言ってハードルが高い面がございます。

一つのやり方としては、自治会館を活用してもらおうというのも一つの手ではないかと思いますが、自治会館を活用していただく、あるいは地域でNPOのようなものをつくっていただいて、そこが空き家なら空き家、この家ならこの家という場所を決めて、そこで地域の高齢者の人などが集まるような場所をつくりたいということであれば、それに対する補助というのは、比較的行政としてはやりやすい面があるかと考えます。

意見

NPOができればということですね。

意見

不動産なので難しいかなとは思って提案させていただいております。

公民館や自治会館は今も利用させていただいております。しかし、それが必ずしも歩いていける圏内にはない、また、本庁管内は特に市民センターや公民館もきちんとされていないということもあります。

例えばこの辺だとやまぶき会館も図書館もありますが、そこは第三者機関が管理していて会場費が取られます。何かをやるときの1回の会議に3,000円も払えないということもあるので、もし予約が入っていないときのそのような公の機関を、いろんな条件がつくと思いますが、もう少し安く地域に貸すという案もあるのではないかとすることはどうでしょうか。

空き家に関しては確かに使えるといいなと思うのですが、難しいというのはありますので、実際にはなってしまうかもしれませんが、公のところだったら空いているときは地域に貸してくれるということになると、会場費が要らなくなりますので、3,000円近い会場費を払っていくのは難しいということがありますので、ぜひそういうことも検討していただくようお願いいたします。

意見

空き家の問題というのは、まだまだ解決できない問題だと思います。特に高齢化社会になってきますので、高齢のご夫婦が両方お亡くなりになって、若い人がそこに住むかというとはほとんど継がず、それが空き家になってしまうので、今後そういう現実が増える状況にあるのかなと思っています。

家があれば固定資産税の問題が出てきて、今度は家を持たないように、全部家を取り払いなさいという法律を今後やるような方向があります。これからの問題として、これは私たち民生委員の問題というよりも、市の姿勢の問題が非常に問われてくるような状況になるのではないかと思います。

そういう意味で、ぜひ私たちの提案も十分入れていただいて、そこが地域の皆さんで使えるというような方向性も、ぜひ1つでも2つでもお持ちいただけるようお願いをしたいということで、この空き家の活用について提案をさせていただきました。

《高齢者の交通手段の確保について》

意見

川越市でも各地区で高齢者が団塊の世代になってくるということで、75歳以上の高齢者の方が3割弱増えてきているということになっております。それに伴いまして、運転免許証等の返納もあり、市で設置したデマンドバスの利用が多くなる傾向にあります。デマンドバスは中心市街地を除いた市民センター管内の運行をされていますが、管外へ行くためには乗り継ぎが必要で、かかりつけの病院に行く場合など大変不便に感じております。現状はこのような形でございます。

提案につきましては、運行区域の横断的な運行をしていただきたく、また、デマンドバスの停留所について、旧市内での運行や、利用料金の値下げなど利用者が利用しやすくしていただきたいと思います。例えば自治会館、市民センター等を利用して、利用者宅の近辺になるように工夫していただきたいと思います。

これにつきまして、私の地区では、自治会に1か所デマンドバスの停留所がございます。ですが、その停留所に関しまして、私の自治会は約600世帯ありますので、場所によっては停留所まで約1キロメートルあるようなところに設置されておりますが、高齢者の方は、そこまで歩いていかないといけません。

例えば自治会館や市民センターでしたら、自転車や、最近利用者が増えているシニアカーというような乗り物に乗っていらっしゃる方が見受けられます。しかし近くの停留所まで乗っていても、停留所に駐輪場がないのです。では、その場合どうするか、高齢者がそこまで歩いていかないといけないと思います。その辺のところをできれば停留所まで乗って行った乗り物を停める場所のセッティングを、またはきめ細やかな停留所のセッティングをお願いしたいと思います。

もう一点ですが、鶴ヶ島市ではタクシー業者6社を色分けして運行しているワゴンというのをやっております。同様のことを川越市でもできないかと思っております。

もう一点、旧市内といった市街地などにも高齢者の方がいらっしゃいます。そこで、きめ細かなデマンドバス等を走らせることができないか、その辺のところもご回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

都市計画部長

デマンド型交通かわまるにつきまして、ご提案として横断的な運行、旧市内での運行、利用料金の値下げ、それから利用者宅の近辺に送ってくれるような運行をということでご提案をいただいておりますが、かわまるの導入時に、どのような制度として設計をするかということが議論された際、まずは川越市内で民間の事業者さんがバスであったりタクシーであったりというものを運行されているので、それを補う形でシャトルやかわまるを運行させていき、運行に当たっては、民間のバス事業者さん、それからタクシー事業者への経営を脅かさないような運行である必要があるということが議論されまして、そのようなことから、まず民間の路線バスが多く走る旧市内の運行は、デマンド型交通かわまるの運行エリアから外すということになっております。併せて、利用者宅の近くまで運行するということにつきましても、特にタクシーとの競合を避けるという観点から、あくまで停留所間を運行するという形とさせていただきます。

ご指摘のとおり多くの方、高齢者の方にご利用いただいているという中で、停留所の設置にあたり交通空白地域においては200m間隔で置いていくということを基本的な考え方として、停留所の設置をしているところでございます。

先ほど停留所が1km離れているというようなお話がありましたが、もしかすると路線バスが走っていたり、川越シャトルが近くを走っているといったところで

あるかと想像いたしますけれども、シャトルの場合1日あたりの運行本数がかなり少ないといった中で、シャトルが走っていることをもって交通空白地域とみなさないとするのはいかがなものかというご指摘は受けておりました、そのような時間帯によっては交通空白地域とみなして停留所を設置していくというようなことについては、これから考えていきたいと思っているところでございます。

あと、横断的な運行ということで、現在、中心市街地を除くエリアを3つの区域に区切って運行させていただいているところでございますけれども、この区域をあまり広く設定してしまうと、1乗車当たりの移動時間というものがとても長くなってしまって、それによって多くの方にご利用いただけなくなるといったデメリットが想定されるというところがございます。

区域をまたぐ運行に関しましては、一昨年実証実験させていただきまして、区域をまたぐ運行をご利用された時に、車両がお迎えに行くにも時間がかかる、また戻ってくるにも時間がかかるといったことで、予約の成立率というのが極めて落ち込んでしまったというようなところもございまして、その結果を踏まえて、区域をまたぐ運行については基本的には見送ることとしたという経緯がございます。

利用料金の値下げにつきましても、厳しい財政状況の中、適切な利用者負担を求めながら持続的に運行していくということが求められる中で、現状は難しいのではないかと考えております。

先ほど追加的な提案の中で、停留所におけるシニアカーの駐車場についてご提案いただきましたが、そのようなことは考えていく必要があるのではないかと考えております。民間の路線バス事業者の中には、停留所周辺にお住まいの方が自転車で停留所まで来られて、そこからバスに乗られるということで自転車の駐輪場を設置された事業所もありまして、そのようなことは大変有効な取組と思いますので、これから研究をさせていただきたいと思っております。

最後に、つるワゴンのような定時運行するけれども、少し小ぶりの車両で運行することで効率的に運行することができるのではないかとご提案かと思っておりますが、実はかわまるの導入時に、シャトルでは補えないエリアの移動ニーズをどう補うかということについて検討した際に、つるワゴンのような小ぶりの車両で定時運行する案というのも併せて検討されました。

鶴ヶ島市との大きな違いは、やはり市域が川越のほうが圧倒的に広いということで、川越で同様にやろうと思うと、相当数の車両を運行しなければいけない、また、一定のルートを決めて運行して、かつ頻度をある程度確保しようと思うと、現在かわまるで実施しているのに必要な予算規模よりも、およそ10倍の予算が必要になるというようなことが当時の検証の中で示されておりまして、そのようなことから、川越においてはあくまで定時運行ではなくて、デマンド型で運行することが費用対効果の観点からも望ましいということで、現在かわまるを運行させていただいているところでございます。

意見

導入した段階では確かにそのとおりだと思います。お金もかかる。でも、これからどんどん高齢化が進んでいく状況になります。

ですから、その辺のところに関しまして、先ほど言ったような形のかわまるの運行、現実的なものを申し上げますと、かわまるが動いているのを私どものほうで見たことございませんが、鶴ヶ島市のつるワゴンは動いている状況が見えます。

その辺のところも踏まえて、今後、鶴ヶ島はもちろん規模的には川越と比べたら小さい市ですけれども、その辺のところを取り入れていただいて、協議していただいて検討していただけないかと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

都市計画部長

かわまるの導入時の検討も、いろいろな仮定を置きながら検討したというところもありまして、導入から一定の時間がたった中で再検証というのにも必要かと思ひますし、合せ技といひますか、かわまるを前提としながら、一定のニーズが見込まれる時間帯、一定のルートに関しては定時運行するというようなことも考えられるかと思ひております。

今後、現在の利用状況や移動ニーズといったことも踏まえながら、引き続き改善に努めていきたいと思ひております。

意見

運行区域の横断的な問題ということで、私のところでは以前シャトルがありましたが、なくなったので不便になっているという高齢者の声を聞きました。その後デマンド型交通ができて、説明会に来ていただいたことがございます。

ただ、デマンド型交通は3区域に分かれていて、特に私どもの地域の高齢者の方が通院しているのは埼玉医大医療センターが多いのですが、私どもの区域からはデマンド型交通を利用して直接行けません。直接行くとすれば、霞ヶ関方面の病院です。しかし実際には遠いため通院してはいませんから、通院している埼玉医大へ行くためにはどうするかというと、シャトルバスで通常の路線バスのバス停まで行って、そこで路線バスに乗って埼玉医大へ行くという方法がありますという話を伺いました。しかし、デマンド型交通を横断的にやっていただければ、特に山田ですと埼玉医大に近いので行くことができます。

これらの運行については、やはり弱者である高齢者の立場に立った方向性を考えていただくのが一番いいのではないかと思います。お金の関係や、業者間の競合の問題は私も聞きました。この地域に行くと、タクシーと競合してしまうという話もお聞きしていました。しかし、本来の方向性とすれば、福祉の行政の中でつくり上げたと思っております。そういう観点から言えば、やはり見直しの方向性もぜひ取っていただきたいと思っております。いろいろな予算の問題もあると思いますが、基本はやはり高齢者の立場に立って考えていただきたいということをぜひお願いしておきたいと思っております。そういう意味で、この場で高齢者の交通手段の確保についてということで、民生委員の立場からお願いをいたしました。

《防災対策について》

意見

市では大規模災害に備えて、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に対して、外部提供同意届出書を書いていただき、それに同意された方は情報を集約して、避難行動要支援者名簿に作成されて維持管理されますということで、民生委員が毎年この避難行動要支援名簿をお預かりします。1人で預かって、いざ何かあったときにこの届出書を書いた人たちは自分を助けに来てくれるのを待っているのではないかとと思っておりますが、待っていますかとも聞きにいきませんし、民生委員が預かって把握することはできますが、本当に備えるための名簿であるならば、形だけではなくて、自治会が基本的に何班の何組にこういう人がいるというのを把握していないといけないのではないかと思います。

自治会に積極的な自主防災がないところ、特に本庁管内というのは出張所管内に比べて、こういう自主防災というのができていないところが多いのですが、自分の地区も自主防災という観点からすると、9自治会ありますが、2つの自治会はいざというときの炊き出しといった訓練をしています。他はほとんどされておられません。

この届出同意書の中に、平常時から地域の自治会や民生委員児童委員等に個人情報を提供することに同意する人は名簿に載せますと書いてあって、平常時から自治会にも届くと、届出書を書いている人は思っていると思います。

私たちが民生委員だけが預かっていて、自主防災がないところ、自治会が個別計画といいますか、そういうところに手を出さないところには配らないのかと思っていたのですが、市ホームページを見てみましたら、あらゆるところに、地域の皆さんということで、平常時から自治会や民生委員ということが出てきます。

それにもかかわらず、自治会には避難行動要支援名簿が行っていないので、時々ですが、ある地区では民生委員さんが、守秘義務があるので教えられませんとあって、避難行動要支援者名簿を見せてほしい自治会長とトラブルがあることもあります。

そのこのところ、なぜ自治会には提示しないのかというのを疑問に思っておりますので、お答えいただければと思います。

危機管理監

避難行動要支援者を支援していくためには、やはり自助・共助とございますけれども、その共助の主な担い手になる自治会、あるいは自主防災組織のほうでこのような情報を持って、民生委員さんと情報を共有した上で協力していただくことが非常に重要だと考えております。

しかし、本人から同意は得ておりますけれども、個人情報ですのでその取扱いには慎重を期するということで、実際に自治会に提供する際には、個人情報の保護、あるいは情報管理に関して自治会さんと覚書を締結して、名簿を渡しております。

自治会さんのご意見を伺いますと、受け取っていただけない自治会さんも当然ありますが、その主な原因としては、やはり個人情報の管理といったものがなかなか難しいということや、実際に活動する際に、自治会の会員数が減少している、

あるいは自治会の役員等が非常に高齢化していて活動ができないというような状況で、名簿を受け取っていただけないという自治会もございます。

現在、そのような状況の中で防災危機管理室といたしましては、各自治会に要支援者制度の理解促進を図っていくために、自治会さんから要請がございまして職員が出向いて防災講話などを行う中で、この制度について周知するとともに、ご理解をいただくように努めているというのが現状でございます。

数値的なものを申しますと、自治会は全部で291ございますが、実際に要支援者名簿を受け取っていただいている自治会は120、割合と申しますと41%。令和元年のときが32%でしたので、この5年間で9%ぐらい伸びております。取組の成果としては出ておりますが、まだまだ40%ですから少ない状況です。

では、具体的に、名簿を受け取ってくださっている自治会が、その名簿を生かしてどのような活動をしているのか、そのような実態も知る必要があるだろうということで、実は昨年12月、この120の自治会に対しましてアンケートを行ってみました。全ての自治会ではありませんが、94の自治会さんからご回答を頂きまして、実際にそのうちの半数、48の自治会さんから支援体制を整備するというところまでの活用をしているという回答をいただきました。

残りのところにつきましては、その名簿を確認して、どこにどういう方がいらっしゃるのかというような確認にとどまっているということもありましたが、少なくとも何も分からないよりはいいのではないかと思います。進んでいるところだと、具体的に地図に落としたり、災害が起きたときには班長さんが安否確認や支援に当たろうという具体的などころまで決めたりしている自治会さんもございます。

あまり活用が進んでいない自治会さんとする、先ほど申しましたように、役員が少ない、あるいは高齢化しているという現状があるようですが、そういうところに対してどのように対応していくか、名簿をそもそも受け取ってくださらない自治会、それがまだ約6割ありますが、そこに対して今後どのような働きかけをしていこうか考えたときに、やはり実際に名簿を受け取っていただいて、それを活用している自治会の活動内容などをお知らせしていく、情報提供して、こういう取組でいいですというようなところを、まず理解していただくというところが大事かと思っておりますので、今後はこういったアンケートの結果も生かして、

実際に活動している自治会の活動事例といったものを、名簿を受け取っていただけない自治会さんにも積極的にお知らせしていきたいと考えております。

受皿になる自治会の防災力、これをどう高めていくかということも、併せて非常に大事な話になってまいりますので、これについては、高齢化という問題については根本からすぐに何とかするというのは難しい問題でございますけれども、少しでも地域の防災力が高まるように、自主防災組織の結成促進や、自主防災組織が結成されているところについてはその活動の能力が上がるように、支援について引き続きやっておりますが、より効果的な方法がないかということも今後検討していきたいと考えております。

意見

私ども民生委員は、毎年1回名簿を1か月お預かりして、お返ししているわけですけれども、私のところでは、自治会の中の班が四十数班あり、四十何人班長がいるわけです。そこに民生委員は1人です。民生委員1人が名簿を預かっても、万が一のことがあっても人数からいって全然動けないです。

班長さんに把握していただければ、それなりの方向性ができるので、自治会で把握することが必要ではないかと私たちは考えております。私たちが名簿をお預かりしても、コピーをするわけではありませんから、居住者カードの中にどういうふうにしていこうかとチェックするだけで終わっています。

実際に災害が起きたときに、私たちが全員見るのは無理です。できないわけですから、そこにこの名簿の問題性があるのではと思っております。

同意書を書いた人は、自治会にも民生委員にも提供していいですよと言っているわけですから、個人情報保護法でいえば本人は了解しているわけですから、私は別に問題はないとは思いますが、しかし、そういうところが後でいろんな問題になりますので、ありますよということですが、そういう提案も少しお考えをいただきたいというのが私たちの考え方です。

それから、自治会とのトラブルが本当に起きています。私の地域でもあります。民生委員は名簿を持っているのだから見せてと言われますが、私たちは名簿を頂いたときに守秘義務がありますよと言われていたわけですから、自治会に教えるわけにはいきません。そうすると、自治会長さんとのトラブルというのがかなりあります。何で見せないのかと言われることがあります。

そのようなトラブルが起きないような方向性をぜひお考えいただきたい、情報共有すべきではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

危機管理監

先ほどうまく活動している自主防災組織、あるいは自治会の活動内容をほかの自治会等にもお知らせしたいというお話をさせていただきましたが、この間のアンケートの中では、スペース的にちょっと紙面が足りなかったようであまり細かく書いていただけなかったのですが、地域の民生委員さんと協力してうまくやっているというような回答をいただいた自治会もございます。

今後そういうところの詳しい内容を聞き取るなどしまして、それをまた民生委員さんも含めた皆さんにお伝えするということはできるかと思っておりますので、そのような事例等を参考にしながら、今後も協力して体制強化できるよう、いろいろ工夫していきたいと考えております。

意見

もう始まっているか分かりませんが、避難行動要支援者に対する個別の避難計画というものをつくるようにという話を聞いたことがあります。そうした個別の計画の中に、例えば民生委員を頼るようにといったことはないかと思いますが、民生委員を頼られても、我々としてはもう対応できないです。

また、先ほどから自治会と言っていますけれども、我々の地域の自治会は加入率がそれほど高くありません。そういう状況の中で、例えばワンルームのマンションに住んでいる人がこのような支援の申請をした場合でも、自治会に入っていないと、自治会は助ける必要はあるのかなのかといった問題も出てくると思います。ですので、個別の避難計画というのはどのようにたてられるのかということも、私としては興味があるところです。

危機管理監

個別避難計画というのは、災害が起きたときに具体的に誰が避難行動を支援するのか、どこに避難させればいいのか、避難する際に、皆さん障害がある方や要介護の方なので、どのような点について注意しなければいけないのかということなどについて、避難行動要支援者一人一人の計画をつくるものとなります。

これにつきましては、災害対策基本法の中に位置づけられており、令和3年5月に法律が改正されて、そのような計画をつくる優先度が高い方について、おお

むね5年間で取り組みなさいというのが災害対策基本法等の中で書いてある状況で、今、川越市としても取組を進めているところでございます。しかしながら、自治会の加入率の低下、あるいは高齢化で人手が足りないというようなこともございまして、なかなか取組が進んでいない状況です。

今、地域の皆さんの努力によりまして、地域に提供した名簿を基に昨年の夏頃の時点で468名分の名簿ができているという報告を市にいただいております。

今後は作成が市の努力義務となっておりますので、まず優先度の高い方から取組を進めていくということで考えております。

具体的には、避難行動要支援者には障害がある方、要介護の方、あるいは高齢者のみの世帯の方とありますが、まずは障害者、あとは要介護の方で災害を受ける可能性が高い方、つまり川越市の場合川がありますので浸水想定区域というのがございまして、その区域内に住んでいる方を対象にまず取組を進めていきたい、取組を進めるに当たりまして、ケアマネジャーがついている場合が多いと思いますので、まずそういった方にご協力をいただいて、情報等をいただくということも考えております。

しかし、最終的な、誰が支援するかというところになりますと、やはりこれが大きな問題になってきますので、そこについては、必ずしも個人である必要はないかと考えておりまして、組織的な対応ができればみんなで力を合わせて支援するという方法も考えられますので、その辺も含めて、今後自治会、あるいは民生委員の皆様とご協議のほうをさせていただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

意見

私の地域では自治会が頑張っていて、近くの学校のところで以前水害が起きたり、古い川が今は地面に隠れておりますが、下から水が上がってきたりするので、低い土地の人たちが声を上げて、自治会で自主防災が始まりまして、防災危機管理室の人には大変お世話になっております。

自治会長も本気になりまして、あと退職した公務員の方も協力してくださって、今、誰が班長と副班長で、見守りの人、障害がある人、そういうところは班の中でまとまってきています。

これからまた炊き出しや、体育館に宿泊してやってみたいという意見が出ておりますので、まだ準備段階ではございますが、夏から1軒1軒回りまして、自治会として助けてほしい人、あとは市役所に通報してほしい人ということで分けましたので、自治会中心にやっていって、民生委員は名簿を預かってはいますが、関わるのは命に関わるときということで、自治会に協力して皆さんと地図を片手に歩いて、助け合いながら今やっておりますので、どこまでできるか分かりませんが、市にはまたご指導を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

危機管理監

そのような取組を地域で進めていただけると、こちらとしても非常に助かります。また、こちらのほうでも支援できることがあれば、何なりとさせていただきますので、いろいろとお話のほうを聞かせていただければと思います。

《認知症問題について》

意見

コロナ禍の3年間、それを終えた今現在、認知症の方がすごく増えています。私の地域のことのお話をすると、独り暮らしが800人います。そして高齢者世帯というのも500世帯ぐらいあります。足すとすごい高齢者の人数なのですが、そのうちの4分の1が認知症だとしたら、とてもすごい数字になります。

それでも、なかなか独り暮らしの方にいろんな情報があって、認知がはいつていますという話をしてもご本人は認めませんし、また、家族といる方に関しても、情報が入ったときにはお話に行きたいと思っておりますが、なかなか家族の方も、いや、一緒に住んでいるけれども別に異常ないよというお話で受け入れてくださいません。

ですので、定期健診の中で認知度というのを分かるような仕組みをつくってくれたらうれしいと思いますが、実は私も転倒してMRIを撮りにいきました。その先生に認知症はMRIを撮らなければ分かりませんかと聞きましたら、長谷川方式というのがあるから、それほど確実に認知症かどうか分からなくても、まあまあ軽い認知症になっているというお話ぐらいは定期健診でもできるのではないかというようなお話を聞いてきました。

そこで、MRIのような高いお金がかかるものではなくても、何かご本人や家族の方に知らせてあげることができるのではないかと思います、ここにお願いしたいと思いました。

福祉部長

今、検査のお話がありましたが、独り暮らしの方も増えている、家族といってもなかなか認知症が発見できないということもありますので、検査などで早期に発見できれば、それはそれで有効だと思います。

しかしながら、定期健診に入れるというのは、本人の協力や理解もあると思いますので、今すぐ定期健診に入れるというようなお答えはできないかと思いますが、本市でも早期発見となるような認知症のチェックシートを掲載した認知症ガイドブックというのを作成して、地域包括支援センターの相談等で活用しているところがございます。また、市ホームページにも載せております。その中には認知症の理解という内容と、最後に認知症簡単チェックシートというのがあります。これで全部発見できるかは分かりませんが一応目安となるかと思いますが、もし何かのときはこのような冊子を紹介するというのもあるかと思います。

認知症というのは、身近な人が本人の変化に気づいてあげることが大切だと思っておりますけれども、なかなか今単身世帯も増えていますので、民生委員さんが気づくというところもあるかと思います。もし民生委員さんが発見したり、あと家族の方から生活上のお困り事の相談などがありましたら、地域包括支援センターを紹介していただければと思います。

地域包括支援センターには認知症対応の推進員のような方が今いらっしゃいますので、そのような方にご相談いただければ、いろいろと方法や、本人との接触ができるかと思いますが、ぜひ地域包括支援センターのほうにご相談いただくということをお願いしたいと思います。

意見

私たちはやはり行政につなげるというのが大きな民生委員の仕事だと思っているのですが、確かに地域包括支援センターにつなげてはいます。しかし、すぐに動いてもらえれば問題ないのですが、地域包括支援センターはなかなか動いてくださらないという現状が、私はここ何回か経験しております。

福祉部長

今、包括支援センターではそのような相談も多いということで、なかなか人手が足りないという現実がありますので、地域包括支援センターも強化しようとしているところです。

それで、諦めずにぜひ包括支援センターや、社協にいるコミュニティソーシャルワーカー、川越駅西口に総合相談窓口もございまして、そういった相談の窓口も今増やしておりますので、いろいろとアクセスはできるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

意見

認知症になってから包括支援センターにつないでも、やはり早く発見するという視点では大事なことなのですが、認知症の症状が出る前に、例えば国民健康保険の40歳から74歳まで1年に1回脳ドックができるというのがあります。先程のお話にあった長谷川先生が考えられたチェックシート、それを例えば70歳から定期健康診断のどこかに入れる、単発で70歳の方からはこのチェックシートを病院でできることをお知らせする、それだけでもいいのです。

包括支援センターの人がどこかの集まり、例えばサロンとかによく見えています、私の地区でもきてくださるのですが、本当に忙しそう、こちらから電話入れると、ほとんど留守番電話です。皆さん出払っていて、その位今すごく忙しいのだと思いますが、私の地区でも高齢者が増えてきたので、介護認定受けるということが多く包括支援センターを皆さんに紹介しているので、本当に手が足りないというのはよく分かりますが、認知症になってから家族が隠す、本人が嫌がるではなくて、なる前にまず予防や早期発見ということで、脳ドックだと費用がかかるので、例えば70歳からチェックシートだけでも、包括支援センターで一定の人数を集めてやる、個別に高齢者の75歳もしくは70歳以上の世帯のところに行ってやってもらう、民生委員がサロンなどやっているところがたくさんあるので、そういうところでこれをやってみるといような、認知症になる前に先に行動を取っていただけるような、未然に認知症を早く見つけられるという対策をやっていただければありがたいと思います。

福祉部長

今、高齢者の計画を策定したところでして、今回の計画につきましては、やは

り認知症対策や介護予防も重点にやっっていこうという計画になっております。

そのような中で、今冊子もホームページや地域包括支援センターでお配りはしていますが、介護予防の事業の中で、もう少しこのようなものを広めることもできればいいと思っておりますので、また機会を捉えて、宣伝していきたいと思っております。

意見

私も先日、脳ドックを受けてきました。私は今75歳以上の高齢者をよく見ている、74歳までは市の費用でやっていただけるのですが、75歳以上の方の脳ドックというのはないのでしょうか。

保健医療部長

75歳以上は現在ございません。

意見

現状、そういうことだということで、この議題については分かりました。

全体を通しまして私が一番感じたのが、自治会の加入率が少ないというところでは。先ほどの避難行動要支援名簿につきましても、自治会に加入していない人も申し込んでいるわけです。それを考えると、私たち民生委員も自治会に加入している人だけではなく、加入していない人のところも回っているというところで、自治会と民生委員、自治会に入っていない人という色分けではないのですが、そういうところで私たちも活動しなければならないので、方向性としては、やはり自治会の整備というところも、市の大きな一つの課題ではないのかなと感じました。

今日は6つの議題について、意見交換ができたと思えました。また継続的にこのような機会を持っていただければということをお願いいたします。

市長

皆様から高齢者、高齢化社会の現状をいろいろ教えていただき、また、いろいろご要望、ご提案をいただきました。高齢化社会にどう対応していくかは、日本全体にとって極めて大きい課題でございまして、国も各自治体もいろいろ試行錯誤しながらやっているとございまして。いろいろ聞かせていただいた皆様のご意見を取り入れながら、少しでも高齢者の皆様にとってプラスになるようなやり方を進めていきたいと考えております。

また、今日できなかった部分もあろうかと思しますので、そのような点につきましては、随時ご要望という形で寄せていただいでよろしいかと思しますので、その点もよろしくお願ひ申し上げます。

本日はいろいろとありがとうございました。